

秋田県告示第37号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県立小泉瀉公園
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市山王五丁目13番3号
むつみ造園土木株式会社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 秋田県立中央公園
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄4番6
一般財団法人秋田県総合公社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 秋田県立北欧の杜公園
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
北秋田市阿仁銀山字下新町119番地6
北欧の杜パークマネジメント共同企業体
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで